



# 令和2年度大津市立葛川小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に『豊かな自然と強い絆のあるふるさとで、心豊かに学び 未来の創り手となるたくましい子どもの育成』を掲げ、**か** 考える子 **が** がんばる子 **や** やさしい子 **け** 元気な子」を目指し取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を誰もが持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

### <いじめの定義>

#### 「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）

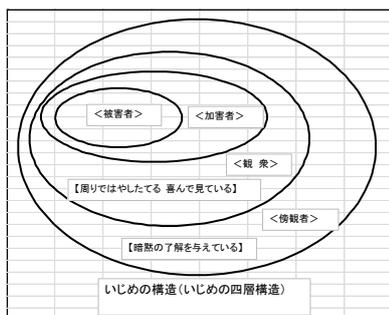
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ行為は、冷やかしやからかいなどといった行為自体の問題性が弱く、一見ささいなものが多いのが実情です。しかし、それが繰り返されたり、集中したりすると深刻な精神的ダメージになり、時には自死につながるような重大な事態に陥ることもあります。

その行為がいじめかどうかを判断することは大変難しいことです。それは、関係する者同士の人間関係によって、対象者が受けた言動の意味や程度に違いが生まれるからです。

そして、被害者が違う場面では加害者になったり、いじめをとがめられても、加害者が隠したり被害者が認めなかったりして事実認定が難しい場合があります。さらに教員という大人の視点で、複雑な子どもたちの関係性が理解されないまま、「それぐらいは大丈夫」といった扱いをしてしまうと、いじめが見過ごされ深刻な事態に陥ることとなります。

### <いじめの構図>



いじめは、いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しません。左図に示したとおり、周りにはやしたたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見守っている存在（傍観者）を含めた四層構造の中で発生するものです。

また、子どもたちの間には様々な人間関係があるので、この構造の中で、いじめが同時多発的に起こる場合もあります。いじめには、集団の構造や子どもの関係性に注目して対応していくことが大切です。

## <いじめの基本認識>

いじめ問題に取り組むにあたっては「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識であるととらえています。

- ① いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴力・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### ① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のように重点的に取組を進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	・児童の主体性を育むために、児童会活動を活性化します。また、児童会と中学校生徒会との共同企画の質を高めます。(運動会、紅葉祭、KTふれあいの輪等…)
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・子どもたちが自分を振り返り、目標を持って生活できるようにします。学期ごとに、生活を振り返る作文を書いて全校に発表します。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	・「わからない子」が安心して「わからない」と言えたり、ばかにされたりしない支持的集団を育成するために、「学び合い」の授業を通して、すべての子どもの「学び」を保障する取組をします。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	・道徳の重点総合単元を組み、全学年で命の尊さに関する授業(公開)を実施します。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	・極少人数学級の本校の実情の中で、小中合同行事の取り組みを増やし、社会性の育成に努めます。また、伊香立小学校、伊香立保育園など、他校との交流にも努めます。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	・スクールカウンセラーから学ぶソーシャルスキルの学習を計画します。 ・地域の達人から学ぶ「夢プロジェクト」を充実させ、様々な指導者から学ぶ機会を計画します。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	・子どもたちが、自分の考えや思いが言えるようになるためには、教師が子どもの声に耳を傾け、子どもたち同士の聴き合う関係を育てることが大切です。様々な違いを認め合い、支え合う「聴き合う教室」づくりの取り組みを進めます。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	・学期に1度「ふれあい週間」を設定して、期間中に生活アンケートを取り、各担任がそれを元に子どもたちとなやみなどの相談の機会を持ちます。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・高学年、児童会が中心となって、全校遊びを企画し実施します。学年を越えて異年齢の仲間とコミュニケーションをとることにより、お互いを思いやる心を育てる教育を実施します。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	・外部講師の先生を招いて、全校による情報モラル学習を実施し、スマートフォン、ゲーム機等の使い方のルールを考えさせ、それらを用いたいじめを許さない態度を育てていきます。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	・講師を招いていじめ問題に関わる校内研修会を中学校と合同で実施します。 ・教員によるストレスマネジメント研修を実施します。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	・職員に対しては、職員会議にて周知します。また、学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を公表するなど、保護者、地域に対しても周知を図ります。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	・担任と担任外の教職員との連携を密に取ります。また、いじめ事案に対して全教職員で情報共有をして対処します。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
・朝学習の時間を使った教師による全校児童への本の読み聞かせや、ブックトークを通して、子どもの豊かな感受性を育てます。
・朝学習の時間を使った全校児童による本の紹介を通して、子どもの豊かな感性を育てます。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。

しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視せず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のように重点的に取組を進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・学期に1回「児童生活アンケート」を実施します。いじめに関する項目値を設けることで、早期発見につなげます。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・週に1回程度、打ち合わせ終了後に小学校で、毎月の小中職員会議終了後に小中合同で、児童・生徒の気になる様子について出し合う「いじめ対策委員会」を開催し、子どもの状況や様子を把握します。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・登校指導・あいさつ指導、休み時間・掃除の時間、給食指導の時間に教職員と一緒に活動することを通して児童を観察します。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・アンケート結果を受けて「ふれあい週間」を設け、さらにその後、「教育相談週間」を設けます。教師と児童が面談し、必要に応じてスクールカウンセラーに繋がります。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・PTAの会議、懇談会、学校協力者会議等の場で学校における子どもの様子を伝えるとともに、保護者とのコミュニケーションをより一層充実させます。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	・学校だより、ホームページ、地域コーディネーターだより「かけはし」等で具体的な学校の取組や成果を発信し、理解を求めます。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・週に1回程度、打ち合わせ終了後に小学校で、毎月の小中職員会議終了後に小中合同で、児童・生徒の気になる様子について出し合う「いじめ対策委員会」を開催し、子どもの状況や様子を把握します。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・小中で合同の職員会議を持ち、児童・生徒の情報の共有を図ります。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
・全校遊びでのチーム分けなどを通して、児童の人間関係の実態把握を図ります。
・児童の話を十分に聞き、その児童の持つ背景にも目を向けて指導します。

③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・いじめの疑いが見られたら「いじめ対策委員会」を開催、事実関係の把握、関係保護者への連絡など迅速に対処します。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示します。
c	ネット上のいじめへの対応	・画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等専門的な期間と連携します。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・重要ないじめ事案に対しては、アンケート調査を実施して事実把握を図ります。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・保護者に対して学校の指導方針を伝え、今後の対応について相談します。

(2) その他（学校独自の取組）

取組目標
・全校集会を開き、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を全校に示します。
・児童会、生活委員会を中心として、人権を大切にするイベントに全校で取り組みます。

## 2 いじめ対策委員会の設置

＜校内いじめ対策委員会＞

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

### ①役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### ②構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当学年（関係教職員）（スクールカウンセラー）とします。

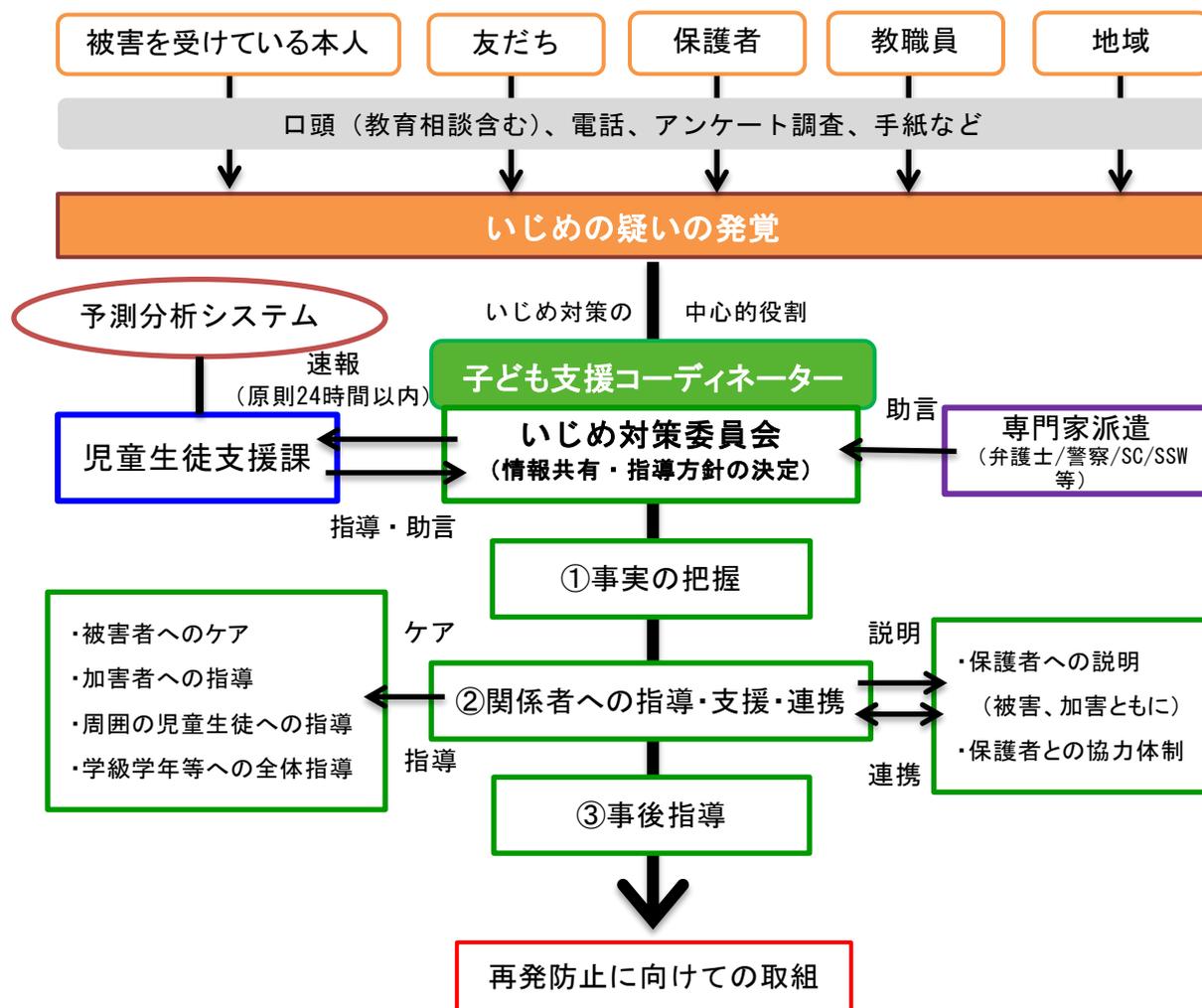
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を得ます。

### ③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施にあたっては、生活指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

#### ④いじめ事案対応フロー図



< 拡大いじめ対策委員会 >

##### ① 役割

学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議する。

##### ② 構成員

拡大いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター・生徒指導主任等の学校教職員、自治連合会会長、PTA会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童

### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### ① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

#### ② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

#### 4 いじめ防止等に向けた年間計画

※は延期

月	活動内容・取組	備 考
4	・職員会議（職員共通理解）（①・②・③・④） ・小中校内研究会（①） ・※家庭訪問（②）	・校長講話
5	・子どもを語る会（①・②・③・④） ・児童生活アンケート（①・②・③） ・小中校内研究会・授業研究会（①）	・※1年生を迎える会 ・校長講話 ・児童会を中心とした取組の実施
6	・いじめ防止啓発月間（①・④） ・教育相談週間（②・③） ・特別支援部会・情報交換会（①） ・子どもを語る会（①・②・③・④） ・学習参観（④） ・学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会）（①・②・③・④） ・小中校内研究会（①）	・※朗読会 ・創立記念日集会 ・校長講話
7	・合同あいさつ運動（①・④） ・地域清掃（④） ・保護者懇談会（④）	・校長講話
8	・生徒指導（いじめ）研修会（①・②・③・④） ・人権・児童虐待対応研修会（①・②・③・④） ・小中校内研究会（①） ・小中職員会議（①・②・③・④）	・情報モラル研修 ・「子どもの見方や捉え方」 「ソーシャルスキル・トレーニング」に関連した研修
9	・子どもを語る会（①・②・③・④） ・小中校内研究会（①）	・校長講話 ・運動会関連での児童会の取組
10	・いじめ防止啓発月間（①・④） ・紅葉祭（①・②・③・④） ・5-5交流、サツマイモ収穫（①） ・個別懇談会（①・②・③・④） ・子どもを語る会（①・②・③・④） ・児童生活アンケート（①・②・③・④） ・小中校内研究会（①）	・紅葉祭での児童会・生徒会の取組 ・校長講話
11	・合同あいさつ運動（①・④） ・道徳授業一斉公開（①） ・秋祭り（①） ・教育相談週間（②・③） ・小中校内研究会（①）	・校長講話 ・児童会を中心とした取組の実施
12	・人権週間の取組（標語・ポスターの作成）（①・④） ・学級懇談会（①・④）	・校長講話
1	・KTふれあいの輪（①・④） ・子どもを語る会（①・②・③・④） ・児童生活アンケート（①・②・③・④）	・校長講話
2	・小中校内研究会（①） ・子どもを語る会（①・②・③・④） ・学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会）（①・②・③・④） ・体験入学（保小・小中連携）	・校長講話 ・児童会を中心とした取組の実施
3	・6年生を送る会（①） ・小中連絡会（①・②・③）	・校長講話
年間	・登下校指導・あいさつ指導（①・②） ・いじめ対策委員会（①・②・③） ・朝の読書・読み聞かせ（①） ・児童会の取組（①）	

いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④